

Ⅳ いじめ防止基本方針

真岡市立大内中学校

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。なお、けんかやふざけ合いの場合でも、見えないところでの被害や、背景の事情を調査し、いじめかどうか判断する。

(2) 基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害・犯罪行為であり、決して許されないことである。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる可能性があることを理解しておく必要がある。それとともに、「どの生徒にも、どの学校でも起こりえる」ことを十分に認識して、保護者や関係者と連携を図りながら「いじめの起こらない学校づくり」に向け、未然防止と早期発見・解決に当たる。

2 いじめへの理解

(1) いじめの四層構造(森田洋司:大阪教育大)

いじめは、「いじめ・いじめられる」相対的な関係性のみならず、「観衆」「傍観者」など、周囲の生徒たちの反応が大きく影響する。

- ・「観衆」＝はやしたてる生徒たち。いじめ支持層
- ・「傍観者」＝見て見ぬふり。いじめ黙認層

この二つの層の生徒たちを、いじめを否定的に捉えられるように導くことが解決へのカギとなる。

(2) いじめの動機

- ①仲間求め……………友人＜仲間＞を求めている
- ②欲求不満……………欲求不満があり、そのイライラを晴らしたい
- ③反発・報復……………相手の言動に対して反発・報復したい
- ④嫉妬心……………相手をねたみ、引きずり下ろそうとする
- ⑤支配欲……………相手を思い通りに支配しようとする
- ⑥愉快犯……………遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする
- ⑦嫌悪感……………感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない

⑧同調性……………強いものに追従してしまう、数の多い側に入っていたい

3 未然防止のための取り組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着と、学習活動での達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むなど、「学業指導」の観点から授業改善、学習集団づくりを推進する。

さらに、いじめ未然防止のためには、栃木県教育委員会が推進する「教え育てる道徳教育」により、日常的な生活場面などを含むあらゆる教育活動ならびに道徳の時間を通して、「人としてしてはならないこと、すべきこと」をしっかりと教えることが不可欠となる。それに加え、法的にも刑事罰や損害賠償の対象となることを明確に示しておくことも必要である。

とにかく「いじめは絶対に許さない」という姿勢を学校が示し、それを生徒や教職員・保護者・地域が共有して初めて有効に機能するものである。

(1) 心の教育

- ・ 基本的な生活習慣の確立を図る。(あいさつ、服装、給食、清掃、提出物の指導)
- ・ 道徳の時間の充実を図り、豊かな心を育み、命の大切さについても指導する。
- ・ 人権教育・体験活動を充実させるとともに、情操教育にも取り組み、豊かな人権感覚と情操を養う。
- ・ LINEなどSNSによるいじめに対して、保護者会など様々な機会をとおして、生徒や保護者に情報モラル教育を実施する。

(2) 分かる授業

- ・ 基本的な学習規律の確立を図る。(着席チャイム、授業のあいさつ、話の聴き方、発表の仕方、提出物など)
- ・ 分かる授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせる。

(3) よりよい集団づくり

- ・ 一人一人のよさや違いを尊重し合う学級づくりを進め、所属感の醸成を図る。
- ・ 一人一人が活躍できる場を設定し、自己有用感を高める。
- ・ 生徒が自分たちでルールをつくり協力して実行させることで、規範意識の高揚を図る。
- ・ 部活動への積極的な取り組みを推進し、仲間づくりへの意欲を高めさせる。

4 早期発見のための取り組み

いじめは大人が気づきににくく判断しにくい形で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われることが多い。いじめを解決に導くためには、いじめの兆候にいち早く気づき、ささいな兆候もいじめではないかと疑うことがポイントである。

- (1) アンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査後は実態に即し、相談・指導を実施する。
- (2) 教育相談週間を設定し、生徒の悩みなどを把握する。
- (3) 生徒との信頼関係を深め、日頃からいじめの有無を訴えやすい雰囲気をつくる。
- (4) いじめを見たり聞いたりした生徒には、止めることはできなくても誰かに知らせたり、相談できる勇気をもつよう働きかける。
- (5) 授業中や休み時間等の巡視、部活動などでの生徒観察、日記指導などをとおして交友関係や悩みを把握する。
- (6) 三者面談や家庭訪問などを利用し、保護者と連携して情報の収集を図る。
- (7) 生徒・保護者に「いじめ相談・通報窓口（教頭・生徒指導主事）」を周知する。
- (8) いじめに関する校内研修を実施して、教職員の共通理解を図り、具体的な対応策を研修し対応力の向上を図る。

5 早期解決のための措置

いじめが生じた時には、早期に適切な措置、対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。組織的な指導体制を確立し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の理解・協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

- (1) いじめ事案を発見・通報を受けた教職員は、一人で対応せず、学年主任と生徒指導主事に早急に報告する。
- (2) 情報収集を綿密に行い、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (3) 「いじめ対策委員会」を開き、情報を共有する。役割分担をして問題の解決を図る。
- (4) いじめの事実が確認された場合、いじめを行った生徒に対して毅然とした態度で指導にあたり、その保護者への指導・助言を行う。
- (5) いじめられている生徒の身体的な安全を最優先に考え、いじめを受けた生徒・保護者に対して、継続的な支援を行う。
- (6) スクールカウンセラーや保護者の他、必要に応じて家庭や地域、関係機関と連携して対応にあたる。
- (7) ネット上への不適切な書き込みに対しては、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、警察署など関係機関と連携して指導にあたる。

6 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合やいじめによ

り生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされた場合は、以下の処置を講じる。

- (1) 重大事案が発生した旨を真岡市教委員会に速やかに報告するとともに、所轄警察署などの関係機関に通報し、適切な指示・援助を求める。
- (2) 「いじめ対策委員会」を開き、学校組織を挙げて対応する。
- (3) 当該生徒及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会などにより適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けての協力を依頼する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 事実関係を明確にするための調査を実施し、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて確実に実践する。

7 学校いじめ防止プログラム

年間を通して、生徒の人権に配慮した教育活動を行い、いじめの早期発見・早期解決に努める。さらに、全職員を対象として、人権意識の高揚を図るために研修を行うとともに、「人権感覚チェックリスト」等も実施し、日常の教育活動を見直す機会を設けたい。なお、このいじめ防止基本方針についても年度の終わりには見直し、改善点があれば、栃木県や真岡市の「いじめ防止基本方針」に基づいて修正し、PDCAサイクルを回していくものとする。

月	実 施 事 項	取 組 方 法
4	○いじめ防止基本方針及び年間の計画の確認・周知 ○配慮を要する生徒（行動・健康）についての共通理解 ○生徒指導部会（週1回）・学年主任会（月1回）を実施、気になる生徒の共通理解 ☆毎月同じように実施 ○いじめアンケートの実施（月末に毎月実施する。） ○スクールカウンセラーへの相談等の紹介	・年度当初の職員会議等 ・生徒へは学活・道徳等を利用して、保護者へは保護者会等で ・現職教育 ・朝の読書の時間等を利用して、それぞれの対象職員が参加 ・帰りの会
5	○Q-Uの実施（年間2回のうち1回目） ○家庭訪問による生徒理解 ○特別支援教育研修	・学活の時間 ・放課後、全生徒宅を訪問 ・現職教育、支援学級生徒だけでなく、通常学級の支援の必要な生徒についての個別の教育支援

	○いじめアンケートの実施	計画の作成及び共通理解 ・帰りの会
6	○教育相談週間の実施 ○いじめアンケートの実施	・放課後等、担任と生徒との二者面談 ・帰りの会
7	○大内地区不登校対策研修会実施 ○いじめアンケートの実施	・大内地区小中学校教職員対象、大内改善センターで開催 ・帰りの会
8	○三者面談の実施（3年） ○いじめ対策委員会の実施	・希望生徒・保護者と実施 ・運営委員で実施
9	○いじめアンケートの実施	・帰りの会
10	○教育相談研修 ○いじめアンケートの実施	・現職教育、主に不登校対策 ・帰りの会
11	○人権教育研修の実施 「人権感覚セルフチェック」の実施含む ○Q-Uの実施（2回目） ○三者面談実施（全学年） ○いじめアンケートの実施	・現職教育 ・学活の時間、1回目との比較検討も行う ・各教室で生徒・保護者と担任が懇談 ・帰りの会
12	○人権教室の実施 ○生徒・保護者アンケート実施 ○学校評価（職員対象）の実施 ○いじめアンケートの実施	・人権擁護委員講話等、生徒対象 ・アンケート項目にいじめについての項目を入れる。 ・評価項目に人権教育を入れる ・帰りの会
1	○生徒・保護者アンケート、学校評価の結果について改善策検討	・現職教育
2	○いじめ対策委員会の実施 年間の実施状況の反省、今年度のいじめ防止基本方針の見直し ○いじめアンケートの実施	・放課後運営委員で実施、来年度のいじめ防止基本方針、対策の検討 ・帰りの会
3	○来年度に向けての修正 ○いじめアンケートの実施	・生徒指導、人権教育、道徳、教育相談主任等が来年度の計画作成 ・帰りの会

8 いじめ問題への対応図

